

大学院等設置に係る設置計画履行状況報告書

1 調査対象大学院等の概要等

(1) 設置者

学校法人 北都健勝学園

(2) 大学名

新潟リハビリテーション大学院大学

(3) 大学院の位置

新潟県村上市上の山2番16号

(4) 管理運営組織

職名	認可時	変更状況	備考
理事長	マトバ ミチコ 的場 已知子 (平成19年4月)		
学長	オオサワ ゲンゴ 大澤 源吾 (平成19年4月)		
研究科長	ヤマムラ チエ 山村 千絵 (平成19年4月)		

(5) 調査対象研究科等の名称, 定員, 入学者の状況等

(5) - ① 調査対象研究科等の名称, 定員

調査対象研究科等の名称 (学位)	認可時の計画			備 考
	修業年限	入学定員	収容定員	
リハビリテーション研究科 リハビリテーション医療学専攻 (摂食・嚥下障害コース) (高次脳機能障害コース) 修士 (リハビリテーション医療学)	2 年	24 人	48 人	

(5) - ② 調査対象研究科等の入学者の状況

区 分	対象年度			平均入学定員 超過率	備 考
	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
A 入学定員	($\frac{0}{24}$) 人	($\frac{0}{24}$) 人	($\frac{0}{-}$) 人	0.16 倍	
志願者数	($\frac{3}{-}$) 人	($\frac{8}{3}$) 人	($\frac{-}{-}$) 人		
受験者数	($\frac{3}{-}$) 人	($\frac{7}{3}$) 人	($\frac{-}{-}$) 人		
合格者数	($\frac{3}{-}$) 人	($\frac{7}{3}$) 人	($\frac{-}{-}$) 人		
B 入学者数	($\frac{3}{-}$) 人	($\frac{5}{3}$) 人	($\frac{-}{-}$) 人		
入学定員超過率 B/A	($\frac{0.12}{-}$) 倍	($\frac{0.20}{-}$) 倍	($\frac{-}{-}$) 倍		

(5) - ③ 調査対象研究科等の在学者の状況

区 分	対象年度			備 考
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
1年次	[$\frac{0}{3}$]	[$\frac{5}{-}$]	[$\frac{-}{-}$]	
2年次	/	[$\frac{0}{3}$]	[$\frac{-}{-}$]	
3年次	/	/	[$\frac{-}{-}$]	
計	[$\frac{0}{3}$]	[$\frac{0}{8}$]	[$\frac{-}{-}$]	

2 授業科目の概要

<リハビリテーション研究科 リハビリテーション医療学専攻（摂食・嚥下障害コース）>

(1) 授業科目表

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置					備考
		必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教	助手	
リハビリテーション医療学	1	2			2				1	
医療倫理	1	2			1				1	
リハビリテーション心理学	1	1				1				
統合医療	1	1								
医療統計学	1	1								
研究方法論	1	1								
神経解剖学	1	1							1	
リスク管理法	1	1							1	
神経心理学	1	1			1				1	
精神医学	1		1							
内科学	1		1		1				1	
運動機能学	1		1		1				1	
末梢神経学	1		1		1				1	
東洋医学	1		1			1				教育課程の充実を図るため、科目を追加⑩ 担当 加藤豊広（准教授） 平成19年8月 教員審査済 判定 可
鍼灸特殊臨床学	1		2			1				
未開講										
リハビリテーション研究法	1		2		1				1	履修希望者がいなかったため⑩
顎顔面機能学	1		1						1	
老年看護学	1		1							
高次脳機能障害学	1		1						1	
摂食・嚥下障害学	1		1		1					
認知症	1		1		1					
頸部・体幹機能評価治療学	1		1			1				
呼吸リハビリテーション学	1		1		1				1	
意識・注意障害	1		1		1				1	
画像診断学	1		1						1	
行為・遂行障害	1		1		1				1	
発達障害学	1		1		1				1	
視空間知覚障害学	1		1						1	
摂食・嚥下障害学実習	1~2	3				1			1	
摂食・嚥下機能検査評価学	1	2			1				1	
摂食・嚥下障害治療計画法	1	2			1				1	
口腔介護論	1	1			1				1	
摂食・嚥下訓練治療学	1	2							1	
摂食・嚥下発達障害学	1	1			1				1	
摂食・嚥下病態生理学	1	1			1				1	
栄養食事管理学	1	1				1				
摂食・嚥下食品学	2	1							1	
摂食・嚥下調理学	2	1							1	
ケーススタディ	2	2			1					
摂食・嚥下障害研究実習	1~2	2			3 2	1				* 1
研究指導	1~2 2	4			5	1				教育課程の充実を図るため、配当年度を変更⑩

備考 * 1 教育課程の充実を図るため教員を追加⑩ 担当 野田忠（教授）平成19年8月教員審査済 判定可

(2) 授業科目数

認可時の計画				変更状況				備考
必修	選択	自由	計	必修	選択	自由	計	
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	
22	17	0	39	22	19	0	41	
[0]	[2]	[0]	[2]					

2 授業科目の概要

<リハビリテーション研究科 リハビリテーション医療学専攻（高次脳機能障害コース）>

(1) 授業科目表

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置					備考
		必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教	助手	
リハビリテーション医療学	1	2			2				1	
医療倫理	1	2			1				1	
リハビリテーション心理学	1	1				1				
統合医療	1	1								
医療統計学	1	1								
研究方法論	1	1								
神経解剖学	1	1							1	
リスク管理法	1	1							1	
神経心理学	1	1			1				1	
精神医学	1		1							
内科学	1		1		1				1	
運動機能学	1		1		1				1	
末梢神経学	1		1		1				1	
東洋医学	1		1			1				教育課程の充実を図るため、科目を追加⑩ 担当 加藤豊広(准教授) 平成19年8月 教員審査済 判定 可
鍼灸特殊臨床学	1		2			1				
未開講										
リハビリテーション研究法	1		2		1				1	履修希望者がいなかったため⑩
顎顔面機能学	1		1						1	
老年看護学	1		1							
高次脳機能障害学	1		1						1	
摂食・嚥下障害学	1		1		1					
認知症	1		1		1					
頸部・体幹機能評価治療学	1		1			1				
呼吸リハビリテーション学	1		1		1				1	
意識・注意障害	1		1		1				1	
画像診断学	1		1						1	
行為・遂行障害	1		1		1				1	
発達障害学	1		1		1				1	
視空間知覚障害学	1		1						1	
高次脳機能障害学実習	1~2	3			3	1				*1
高次脳機能障害評価学	1	2			1	1			1	*1
高次脳機能障害治療学	1	2							1	
前頭葉機能障害学	1	1							1	
右半球障害学	1	1			1	1				*1
記憶障害	1	1							1	
失語症	1	1			1	1			1	*1
失読・失書	1	1			1				1	
失認症	1	1			1				1	
認知科学	2	2				1				
ケーススタディ	2	2			2				1	
高次脳機能障害研究実習	1~2	2			4	1				*2
	1~2				2					教育課程の充実を図るため、配当年度を変更⑩
研究指導	2	4			6	1				担当教員変更⑩担当杉下守弘(教授)平成19年8月教員審査済 判定可
					5	2				

備考*1 担当教員変更⑩担当 杉下守弘(教授)平成19年8月教員審査済 判定可

*2 教育課程の充実を図るため教員を変更および追加⑩担当 杉下守弘(教授)、佐藤舜也(教授)平成19年8月教員審査済 判定可

(2) 授業科目数

認可時の計画				変更状況				備考
必修	選択	自由	計	必修	選択	自由	計	
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	
22	17	0	39	22	19	0	41	
				[0]	[2]	[0]	[2]	

3 施設・設備の整備状況、経費

区 分		内 容				備考						
(1) 校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	新潟リハビリテーション 専門学校と共用						
	校舎敷地	— m ²	2154.41 m ²	910.8 m ²	3065.21 m ²							
	運動場用地	— m ²	— m ²	— m ²	— m ²							
	小 計	— m ²	2154.41 m ²	910.8 m ²	3065.21 m ²							
	そ の 他	— m ²	— m ²	— m ²	— m ²							
	合 計	— m ²	2154.41 m ²	910.8 m ²	3065.21 m ²							
(2) 校 舎	専 用	1,066.81 m ²	— m ²	— m ²	1,066.81 m ²							
	(1,066.81 m ²)	(— m ²)	(— m ²)	(— m ²)	(1,066.81 m ²)							
(3) 教 室 等	講 義 室	3 室	演 習 室	0 室	実験実習室	2 室	情報処理学習施設	0 室	語学学習施設	0 室	(補助職員 0 人) (補助職員 0 人)	
(4) 専任教員研究室	新設学部等の名称				室 数							
	リハビリテーション研究科				12 室							
(5) 図 書 ・ 設 備	新設学部等の 名称	図 書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標 本 点	図書を85冊（うち外国書8冊）増 冊した。①。 学術雑誌のうち「神経心理学」 の一誌は、未整備②。 「神経心理学」は整備したが、 19年度に購入していた「月刊総 合ケア」が20年度から休刊に なったので、購入学術雑誌数は 1冊少ないままである③。 機械・器具を336点追加した。主 に摂食・嚥下関係の細かい器具 類である④。 標本を1点追加した。摂食・嚥 下の吸引モデルである⑤。				
	リハビリテーション 研究科	2591 [293] 2506 [285] (2591 [293]) (2506 [285])	52 [18] 53 [18] (52 [18]) (53 [18])	7 [7] (7 [7])	17 (17)	741 405 741 (405)	5 4 5 (4)					
	計	2591 [293] 2506 [285] (2591 [293]) (2506 [285])	52 [18] 53 [18] (52 [18]) (53 [18])	7 [7] (7 [7])	17 (17)	741 405 741 (405)	5 4 5 (4)					
(6) 図 書 館	面 積		閲 覧 座 席 数		収 納 可 能 冊 数		図書室Ⅰ＋図書室Ⅱ					
	(41.93+76.05) m ²		(12+24) 席		(1,880+2,400) 冊							
(7) 体 育 館	面 積		体育館以外のスポーツ施設の概要									
	該当なし		該当なし									
(8) 経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設前年度	開設年度	完成年度				
		教員1人当り研究費等	300千円	300千円	図書購入費	12,709千円	3,737千円	3,737千円				
	共同研究費等	5,000千円	5,000千円	設備購入費	10,248千円	2,000千円	2,000千円					
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次					
		2,400千円	1,900千円	—	—	—	—					
学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入・雑収入等外、病院、企業等との提携を図り、共同研究等の成果をあげて、科学研究費、奨学研究費等の確保に努めることとする。									

6 留意事項に対する履行状況等

区 分	留 意 事 項	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
認 可 時	<p>1. 計画されている教育内容や教育方法によって、設置の趣旨・目的を十全に達成できるか懸念されるので、開設時から大学院修士課程にふさわしい教育研究活動を行うこと。さらに、大学院大学を設置できるのは、教育研究上特別の必要がある場合とされていることに照らし、その必要性を十分に踏まえた教育研究活動及び大学運営に留意すること。</p>	<p>大学院修士課程にふさわしく必要性を十分に踏まえた教育研究活動及び大学運営を行うべく以下のような努力を行っている。</p> <p>①全般：設置の趣旨・目的をはじめとする教育内容や方法については、次項7-(1)①「設置の趣旨および必要性」の履行状況欄に示す通り、資料等により明示し、社会に公開している。</p> <p>②管理運営面： ・教授会をはじめ、学内に組織された各種委員会等で活発な審議をしながら、よりよい大学づくりを目指している。効率的に大学運営を行うために、設置認可申請時には予定されていなかった4つの委員会（図書委員会、学術委員会、広報委員会、危機管理委員会）を新たに設置した。活動状況その他詳細については7-(1)①「管理運営の考え方」参照 ・開学前に制定された各種規程等のうち、実際に大学運営を開始してから実情にそぐわない点が見出されたものについては、見直し検討をはかったり、新たな規程や細則（危機管理規程、研究生細則等）を制定したりしている。</p> <p>③教育研究面： ・設置認可時期が遅れたこともあり、本年度（初年度）は学生確保が十分に行えなかった。学生が少人数であることから、1人当たりの研究指導にかけられる時間が十分確保されるので、対面指導を充実させるなど、より一層きめこまやかな指導を行っている。対面指導を効率的に実施するために、教員の出勤予定を掲示したり、学生の個人指導が可能な時間帯を学生に明示している。学生は皆、目的意識が高く向上心を持っているので、指導教員は高度で専門的な教育を行って、教育・研究全体のレベルアップを図っている。 ・すでに授業が終わったすべての科目で、授業評価や学生の意見聴取および教員へのフィードバック、とりまとめが終了しており、それらのデータをもとに、来年度のカリキュラムや講義内容の検討を開始している。このように、よりよい学生教育を目指して、不断の努力を行っている。 ・教員が質の高い教育研究活動を遂行できるように、人的、物的、時間的な環境を適切に整備する必要がある。本学の研究環境整備には、もう少し時間を要するため、今現在の段階では、効率的な研究実施が行いにくい状態にある。このため学生の夏季休暇中は、教員に「専門業務型裁量労働制」や「教員の裁量で学外勤務ができる等制度」を仮施行し、研究業務に限っては、学外勤務を認めることとした。その成果あるいは本格的な導入を行うか否かの議論等は、今後行っていく予定である。以上、報告年度⑯</p>	<p>①管理運営面： ・自己点検・評価および教員の資質向上に関して充実させるため、既設の評価委員会や改革委員会の他に、互いに連動する形で働いていく「FD委員会」の新設について、今後検討していく予定である。 ・その他、必要に応じて、認可申請時には予定されていなかった委員会を新設したり規程を設けたりしながら、効率的な大学運営を図っていく予定である。</p> <p>②教育研究面： ・研究施設や設備が不十分であるので、年を追って、よりいっそうの充実を図っていく。このためには十分な資金が必要となるので、学生定員の充足に努めて、個人研究費や研究旅費についても適切に用意できるようにする。また、教員は外部競争的資金の確保に努めたり、企業等との共同研究実施に向けて努力していく。このように産学連携体制を確立していくことで、社会に知識を還元するとともに、本学をアピールしていく。共同研究を実施するにあたっては、特許等の点で問題が生じないように、関係規程等も整備していく必要がある。 ・ティチングアシスタントやリサーチアシスタント等の教育研究補助スタッフ制度の導入について、今後、検討していく必要がある。以上、報告年度⑯</p>
(平成19年1月25日)	<p>2. 研究実習において、実習指導者の臨床経験が十分であっても研究指導者としての能力は担保されない。よって、学外研究実習においては、研究指導者である大学院教員が毎回赴いて指導すること。</p>	<p>・学外研究実習においては、研究指導者である本学専任教員が毎回、学外実習地に赴いて指導を行い、また可能な限り、補助や連絡を行う助手も同行する方式とすべく、準備を進めている。（学外研究実習は平成20年1月より開始される。開始前の準備として指導体制を充実させるために研究指導教員を増加する。このため摂食・嚥下障害研究実習に関しては野田忠（教授）を、高次脳機能障害研究実習に関しては佐藤舜也（教授）を、平成19年8月の教員審査にかけた。その結果、両名とも判定で可となったので、指導者の増員による指導体制の強化が可能となった。） ・従前に確保されていた学外研究実習施設は8箇所であったが、遠隔地も含まれており、同時期に複数の教員が指導に訪れるには、困難な場所もあった。そこで、新たに、本学に隣接し（村上市上の山2-17）、摂食・嚥下障害や高次脳機能障害患者が在籍している特別養護老人ホーム「いわくすの里」を実習施設として追加することとした。本施設は、実習指導者の臨床経験が大学院生を指導するには十分ではないが、本学から徒歩1分の場所にあるため、教授・准教授等の研究指導者や助手等が、いつでも複数人で訪れて指導や補助を行うことが可能である。 ・本年度の学外研究実習対象学生は、多くても3名なので、すべての学生の実習に毎回、教員が赴いて指導することは、容易である。実際の実施計画（予定）については、学外研究実習要綱（添付資料⑫）を参照のこと。 ・学外研究実習の責任の所在については、研究指導者である本学教員を指導責任者とし、実習施設に所属している指導者は、指導補助者として位置づけることとした。以上、報告年度⑯</p>	<p>・次年度以降、学外研究実習を行う学生数が増えることを想定して、さらなる実習地の選定および確保に努める。また同時に複数の教員での指導体制が、いつでも可能なように、その仕組みを具体的に確立していく。 ・研究実習開始前に、より詳細な授業内容、方法、計画、成績評価基準や学外施設との役割分担等の必要事項を、本学と実習施設との打ち合わせや協議により定めていく。 ・実習対象患者等の選定や対象者に対して行うことを明確化していく（医療行為は実施しない）。 ・実習施設において、対象患者の同意を得ることのほか、施設の研究実習に対する関わり方を明確にしていく。以上、報告年度⑯</p>

6 留意事項に対する履行状況等

区分	留意事項	履行状況	未履行事項についての実施計画
<p>設置計画履行状況調査時 (平成19年10月5日)</p>	<p>1. 摂食嚥下障害と高次脳機能障害に関して、臨床現場、研究施設等で十分な能力を発揮できる人材養成を目的としているが、教育研究環境が計画通り整備されておらず、教員の教育研究や学生の実習・研究に支障が生じる恐れがあるので、認可時の留意事項を踏まえ、計画されている教育内容・方法を確実にこなすよう引き続き努めること。</p>	<p>認可時の留意事項の履行状況および計画されている教育内容・方法の実施状況（19年度報告時に未履行であったものについて（本報告書の12頁参照）、その後の履行状況）について→ 認可時の留意事項1：①管理運営面では、FD委員会が起動し、評価委員会や改革委員会と連動する形で機能している。（後述17頁の「教員の資質の維持向上の方策」参照）。他に多数の委員会や規程等が新設され、効率的な大学運営が図られている（24頁 別添資料参照）。②教育研究面では、研究環境の整備について、本報告書14頁に記載の通りである。ティーチングアシスタント制度は平成20年度より導入開始した。2年次学生1名が、1年次学生の研究実習のアシスタントをする予定になっている。 認可時の留意事項2：学外研究実習の指導体制確立については、指導教員を増員し（平成19年8月の教員審査で可判定を受けた教員3名を増員した。）、指導体制を強化した。学外研究実習時には大学院教員が赴いて指導にあたった。責任の所在も本学教員にあるということを、学外施設との打ち合わせ時に伝達した。施設との事前の打ち合わせは、直接本学教員が施設に赴いて実施したほか、メールや電話でのやりとりも複数回行った。 以上、報告年度⑩</p>	<p>認可時の留意事項を踏まえ、計画されている教育内容・方法を確実にこなすよう引き続き努めていく。以上、報告年度⑩</p>
	<p>2. 成績評価基準が学内で統一的に整理されておらず、また、あらかじめ学生に明示されていない科目もあるので、早急に確立し、シラバスに記載すること。 また、シラバスへの記載方法については、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）により組織的に指導すること。</p>	<p>成績評価基準の学内統一について→具体的には、修士課程修了要件に関する記載で、学則・本学パンフレット・学生便覧とで、修士論文と単位との関係の記述において、微妙に表現が異なる部分があり、誤解を受ける恐れがあるので、明確に記載するようにとの指導があった。すなわち、修士論文4単位が修了要件に含まれているものといないものがあるということについての指摘である。これを受けて、直後の10月15日の教授会にて検討した結果、通常の多くの大学のように、修士論文は修了要件に入れないことを明確にし、そのような記述がある部分を「研究指導」と記載変更することにした。これに関連して、学則記載箇所の変更の必要が生じたため、平成20年3月に、他の箇所の変更も含めた学則変更届を提出した。パンフレットや便覧については、19年度は正誤表を入れて対応し、20年度からは記述を統一したものに更新した。なお、院生や受験生への周知のためには、院生用掲示板への文書掲示ならびに個別通知、本学ホームページでの補足説明文追加にて対応した。 結果、本学修士課程修了要件は、以下の通りに統一された。 1、研究科に2年以上在学すること。 2、研究指導（4単位）を含めて44単位以上を修得すること。 3、修士論文の審査（論文審査、発表審査とも）および最終試験に合格すること。 4、所定の学費等を納めていること。 （注：研究指導の実施成果に応じて4単位が付与されるのであり、研究指導の結果作成される修士論文に単位の付与はない。） 以上は、学則・パンフレット・学生便覧・ホームページ上で公開している。 次ページに続く</p>	<p>直接、指摘を受けた内容については、すべて履行した。今後は、より厳格な成績評価システムであるGPA制度を完成年度以降に導入するか否かについて、検討していく予定である。次ページに続く</p>

設置計画履行状況
調査時
(平成19年10月5日)

	<p>さらに、学生の授業の出席要件、単位修得・認定の流れ等を明確化するために、認可時に作成されていた「授業科目の履修方法、試験・評価規程」を補則するものとして、「授業科目の履修方法、試験・評価規程における施行細則」を作成し、単位認定の方法や進級要件、修了要件等について等を明確にするための記載を行った。一定水準に到達するまで再試験を課すことも明示した。学生には掲示および個別の通知にて周知し、教職員に対しては、教授会時に説明し承諾を得る形で周知した。</p> <p>成績評価方法のシラバス記載について→平成19年度シラバスでは、いくつかの科目において、成績評価方法が記入されていないものがあった。平成20年度は、非常勤講師含めて全員の教員より、全科目において成績評価方法を記載していただくよう、シラバス原稿依頼時に、見本を提示してお願いした。その結果、すべての科目において、成績評価方法がシラバスに明記された。</p> <p>シラバス記載方法をFDにより組織的に指導することについて→平成20年2月18日と3月3日の2回にわたり、専任教員対象のFD研修会において、シラバス記載事項についての検討ならびに、組織的な指導を行った（シラバスに盛り込むべき情報の適切性と記載方法について、シラバスの種類等について）。今後も8月上旬開催予定のFD研修会で再度、取り上げていく予定になっている。</p> <p>以上、報告年度⑳</p>	<p>引き続き、専任教員を対照としたFD研修会を定期的開催し、その中で、シラバス記載方法の指導を継続的に行っていく予定である。以上、報告年度⑳</p>
<p>3. 研究環境が未整備であるため、教員が学外で研究することを前提とせざるを得ない状況となっているが、当該大学の専任教員としての役割・責任に疑義が生じないように注意すること。</p> <p>また、専任教員が自大学において研究できるような環境の整備について具体的な計画を早急に作成し、実行すること。</p>	<p>専任教員としての役割・責任について→平成20年2月の教授会において、専任教員の定義について、設置基準の第12条に則して再度、確認を行い、周知徹底をはかった。そして教育、研究、社会貢献、管理運営の各々において、専任教員としての役割をはたせるよう、本学の専任教員としての自覚と誇りを持って行動するよう、注意喚起し、大学への帰属意識の向上を図った。</p> <p>研究環境の整備について→平成20年3月に、摂食・嚥下障害と高次脳機能障害の各コース内の教員から、研究のために必要とする機器類の希望調査を実施し調整した。その結果、各コース1式ずつ、両コース共通で1式がリストアップされた。高度な研究機器・設備を備えるには大量の資金が必要である。とりえず整備資金を内部から捻出すべく、順次、予算に繰り込んでいく予定としている。他に、外部資金を獲得して整備していく方策もトライしている。各種の補助金は入学定員充足率50%以上、あるいは完成年度以降という条件が付されているものが多いので、現時点では難しいが、（合わせて学生確保対策を講じていく必要がある。）他に科研費や各種財団等の研究費応募を地道に行っているところであり、資金獲得ができたなら、それをもとに、さらなる研究環境の整備を図ってきたい。また、機器類設置にあたっては、専用の研究室を設ける予定にしている。</p> <p>以上、報告年度⑳</p>	<p>研究環境の整備については、計画を作成し、実行しつつある。専任教員としての役割・責任についても、引き続き、注意喚起していく。以上、報告年度⑳</p>

<p>設置計画履行状況 調査時 (平成19年10月5日)</p>	<p>4. 認可時の計画通り、 図書の充実や電子ジャー ナルの整備を確実にこな うこと。</p>	<p>図書の充実について→教員や学生から希望があったものを優先として、新規に85冊増冊した。他に個人や、他大学から寄贈された図書も多数受け入れたので、順次、配架していく予定である。今後も引き続き図書委員会主導のもと、計画的な図書の購入に努めていく。 電子ジャーナルの整備について→認可時の計画通り、7雑誌との契約は済んでいる。今後は、電子ジャーナルの充実のために、アグリゲーター系の電子ジャーナルとの契約をどうするかを、図書委員会を中心に、引き続き検討していく予定である。この件については、平成19年11月と平成20年2月の教授会において審議されたが、それぞれの種類ごとにメリット・デメリットがあり意見の統一がみられなかったことや、予算との兼ね合いもあり、新たな契約には至っていない。 以上、報告年度⑳</p>	<p>今後も引き続き、大学院レベルの内容の図書の充実や電子ジャーナルの整備を行っていく。 以上、報告年度⑳</p>
--	--	---	---

7 その他全般的事項

<リハビリテーション研究科 リハビリテーション医療学専攻>

(1) 設置計画変更事項等

認可時の計画	変更内容・状況、今後の見直しなど
<p>①研究実習の指導体制（学外研究実習について）</p> <p>実習施設における直接的な指導者は摂食・嚥下や高次脳機能の分野で十分な実績を持つ経験豊かな医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士および言語聴覚士による何れかとし、このうち、各分野でおおむね8年以上の臨床経験があり、もしくは論文、著書等の研究業績が十分であると判断される学外指導者の場合は、研究実習において主導的役割を担ってもらい、学内担当教員は、その指導補助に当たる形とする。一方、当該分野の臨床経験が4～6年程度の学外指導者の場合は、学内担当教員が研究実習において主導的役割を担い、学外指導者は、その指導補助に当たる形とする。</p>	<p>①認可時の留意事項を受けて、以下のように変更した。</p> <p>学外研究実習においては、学生が実習を行うすべての学外研究施設に、研究実習担当の大学院教員（1施設につき1～2人）が毎回赴き、学生の指導において主導的な役割を担うこととした。平成19年度から、この体制で実施した。</p>
<p>②研究実習の指導教員</p> <p>指導教員：摂食・嚥下障害コース→山村、倉智、宮岡 高次脳機能障害コース→伊林、岩田（ま）、吉村 補助：助手1名</p>	<p>②指導体制ならびに学外施設との連絡体制を強化するために、平成19年度より指導教員を各コースで増員した（増員した教員については、平成19年8月教員審査で判定可済み）。平成20年度からはティーチングアシスタント（研究実習担当1名）も導入した。</p> <p>指導教員：摂食・嚥下障害コース→山村、野田、倉智、宮岡 高次脳機能障害コース→杉下、佐藤、伊林、岩田（ま） 補助：助手1名 ティーチングアシスタントとして2年次学生（1名決定済み）が1年次の研究実習の補助を行う。</p>
<p>③研究実習先の確保</p> <p>学外研究施設：医療法人新光会村上記念病院、新潟県立リウマチセンター、特定医療法人徳州会山北徳州会病院、医療法人桑名恵風会桑名病院、総合リハビリテーションセンターみどり病院、白根保健生協白根健生病院、こんの脳神経クリニック、独立行政法人国立病院機構西新潟中央病院</p>	<p>③研究実習先として、研究実習にふさわしい症例がある病院・施設に限定（リウマチセンター、西新潟中央病院を削除）するとともに、訪問しやすい本学隣接施設（いわくすの里）を追加確保した。</p> <p>学外研究施設：医療法人新光会村上記念病院、特定医療法人徳州会山北徳州会病院、医療法人桑名恵風会桑名病院、総合リハビリテーションセンターみどり病院、白根保健生協白根健生病院、こんの脳神経クリニック、特別養護老人ホームいわくすの里</p>
<p>④研究実習施設との関係確保</p> <p>1施設4週に1回、学内の教員が研究実習施設へ赴く。</p>	<p>④認可時の留意事項を受けて、以下のように変更した。</p> <p>学生が実習を行うすべての学外研究施設に、研究実習担当の大学院教員（1施設につき1～2人）が毎回赴き、学生の指導において主導的な役割を担うこととした。平成19年度から、この体制で実施した。</p>
<p>⑤修業年限</p> <p>2年</p>	<p>⑤社会人学生も履修しやすくするために、平成20年度より長期履修制度（3年間での履修）を設けた。これにより、表記を以下のように変更した。（平成20年3月学則変更届済み）</p> <p>標準修業年限 2年</p>
<p>⑥専門基礎選択科目</p> <p>4科目の中から2単位以上選択</p>	<p>⑥学生の学問に対する視野を広げるため、専門基礎選択科目（2科目・3単位）を追加。授業科目表（4、6頁）参照。赤字記載科目（東洋医学、鍼灸特殊臨床学）を追加。6科目の中から2単位以上選択</p>
<p>⑦修了要件</p> <p>修士論文（研究指導）（4単位）を含めて44単位以上を修得すること。</p>	<p>⑦設置計画履行状況調査時の留意事項を受けて、記載の統一を図った。（「研究指導」と「修士論文」の取り扱いについて検討し、一部記述を変更した）詳細は13頁参照</p> <p>研究指導（4単位）を含めて44単位以上を修得すること。</p>
<p>⑧施設・設備</p> <p>a 図書 2506[285] 冊 b 学術雑誌 53[18] 種 c 機械・器具 405 点 d 標本 4 点</p>	<p>⑧学生の修学環境を改善するため、図書を85（うち外国書8）冊、機械・器具を336点、標本を1点増やした。学術雑誌1種減少は当該雑誌休刊によるものである。</p> <p>a 図書 2591[293] 冊 b 学術雑誌 52[18] 種 c 機械・器具 741 点 d 標本 5 点</p>
<p>⑨管理運営組織</p> <p>9別添資料（1） 管理運営組織図（認可時の計画） 23頁参照</p>	<p>⑨管理運営体制を強化するために、多くの委員会を新設し、組織図の見直しを行った。</p> <p>9別添資料（2） 管理運営組織図（平成20年度～） 24頁参照</p>

(2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

① 実施体制

a 委員会の設置状況

本学では、教員の資質の維持向上に係る委員会として、FD委員会、評価委員会、改革委員会の3委員会を同列に設置し、その上部に3委員会のとりまとめ組織として、将来構想委員会を設置している（別添資料 管理運営組織図（平成20年度～）参照）。3委員会の役割および関係を明確にすべく、各委員会の規程を下記に転載する。

新潟リハビリテーション大学院大学ファカルティ・デベロップメント委員会規約

(目的) 第一条 この規程は新潟リハビリテーション大学院大学学則第2条(3)に基づき設置されるファカルティ・デベロップメント委員会（以下「委員会」という）の構成、役割、運営等について定める。

(構成) 第二条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- 1 学長が委嘱する委員若干名。
- 2 委員の任期は2年とする。

(役割) 第三条 委員会はファカルティ・デベロップメント活動（以下FD活動という）が持続的に実行されるよう、次の事項について審議するとともに、各年度におけるFD活動の推進機能を併せもつものとする。

1. FD活動の企画立案。
2. FD活動の実施計画の立案。
3. FD活動の評価。
4. FD活動に関する情報の収集と提供。
5. その他、学長の諮問する事項。

(会議) 第四条 委員会は必要に応じて会議を開くものとする。

- 2 委員会は委員長が召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。
- 4 委員長は、必要と認めた場合、委員以外の者を出席させることができる。
- 5 委員会は、委員の過半数を持って成立し、審議事項の決議には出席委員の過半数の賛成を必要とする。

(規程の改廃) 第五条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学院の定める手続きによる。

- 付則
- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
 - 2 この規程は、施行後2年以内に見直しを行うものとする。

新潟リハビリテーション大学院大学評価委員会規程

(設置) 第1条 新潟リハビリテーション大学院大学に評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的) 第2条 委員会は、新潟リハビリテーション大学院大学自己点検・評価規程に基づき、本学の教育活動、研究活動、地域・社会貢献、組織管理・運営等の諸活動の活性化と向上を図るため、全学的、総合的に自己点検および自己評価を実施することを目的とする。

(任務) 第3条 第2条の遂行のため、本学の自己点検および自己評価の企画を立案し、必要事項を推進するための調査、審議又は実施することを任務とする。

- 2 委員会は、次の事項を審議し、又は実施する。
 - 一 自己点検・評価項目および方法の設定ならびに変更
 - 二 自己点検および自己評価の実施
 - 三 点検・評価報告書の作成
 - 四 点検・評価結果の学内外への公表
 - 五 第三者評価実行委員会の設置と評価の実施
 - 六 その他委員会が必要と認める事項に関すること

(所管) 第4条 委員会は、将来構想委員会が所管する。

(構成及び任期) 第5条 委員会は、委員長および委員若干名をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員) 第6条 委員は、教授会から推薦された教授会構成員若干名に、学長が委嘱する。

(委員長) 第7条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに、委員会の業務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、予め委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(議事) 第8条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決議する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席) 第9条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(作業部会) 第10条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告) 第11条 委員会の委員長は、委員会の審議が終了したときは、すみやかに審議結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(庶務) 第12条 委員会の庶務は、事務部において処理する。

(改廃) 第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

新潟リハビリテーション大学院大学改革委員会規程

(設置) 第1条 新潟リハビリテーション大学院大学（以下「本学」という。）に、新潟リハビリテーション大学院大学改革委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的) 第2条 委員会は、大学の推進に関わる事項について審議することを目的とする。

(審議事項) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教育研究組織の改革に関すること。 (2) 本学の管理運営組織の改革に関すること。 (3) その他本学の改革に関すること。

(組織) 第4条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本学専任教員 若干名 (2) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 委員は教授会の審議を経て選出する。

3 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(委員長等) 第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員会は必要に応じて副委員長を置き、委員長が指名した委員をもって充てる。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議) 第6条 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席) 第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(雑則) 第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

F D委員会：平成19年度第1回→2008年1月21日（F D委員全員参加）

第2回→2008年2月18日（F D委員全員参加）

平成20年度第1回→2008年4月14日（F D委員全員参加）

評価委員会：平成19年度第1回→2007年7月9日（評価委員全員参加）

平成20年度第1回→2008年4月3日（評価委員全員参加）

改革委員会：平成19年度第1回→2008年3月7日（改革委員全員参加）

c 委員会の審議事項等

FD委員会：平成19年度第1回→

- 1、組織の中におけるFD委員会の位置づけ確認
- 2、FD理解のために話し合いの場を設定することについて
- 3、大学院のFD活動のポイント
- 4、大学院のあり方
- 5、カリキュラムの立て方、シラバスの書き方
- 6、大学院の講義に対する時代的な捉え方の差に対する配慮について
- 7、学生が学びやすい環境を設定するためにFDが関与すること
- 8、教員のためのワークショップ開催について
- 9、FD関連合同委員会の開催について
- 10、教員研修会の開催について

第2回→

- 1、カリキュラム検討委員会設定の件及びその位置づけに関して

平成20年度第1回→

- 1、平成20年度活動計画について
- 2、関連委員会との関係確認
- 3、学生による授業評価アンケートの評価項目の再検討について
- 4、ランチョンセミナーの実施計画について

評価委員会：平成19年度第1回→

- 1、評価委員会の役割について
- 2、自己点検・評価項目の検討
- 3、学生による授業評価と教員へのフィードバックについて
- 4、授業評価終了後の結果とそれに対する各教員の対応の取り扱いについて

平成20年度第1回→

- 1、評価委員会規程の確認
- 2、財団法人「大学基準協会」への賛助会員入会手続きについて
- 3、平成19年度学生による授業評価の管理法、公開法、関連委員会への報告について
- 4、平成19年度自己点検・自己評価の実施予定について

改革委員会：平成19年度第1回→

- 1、改革委員会の役割と規程の確認について

② 実施状況

a 実施内容

- ・ 授業評価アンケート
- ・ 授業評価アンケート結果の各教員へのフィードバックと改善に向けた意見書作成
- ・ 専任教員のためのFD研修会
- ・ 専任教員順番制による定期的なランチョンセミナー（研究発表等）の実施
- ・ 自己点検・評価報告書作成に向けた取り組み

b 実施方法

* 授業評価アンケートの実施方法→

全ての授業において、試験終了後に、受講した全学生にアンケート用紙を配布し、無記名で回答してもらう。回答済みの用紙は評価委員会が回収し、集計およびとりまとめを行なう。授業評価に関するアンケート項目は15項目＋自由記載よりなる。

* 授業評価アンケートの各教員へのフィードバックと改善に向けた意見書作成方法→

教員による学生の成績評価が終了した後、取りまとめられたアンケート結果を各教員へ渡す。各教員（専任、非常勤ともに）は、その結果を建設的に役立てていくべく、次年度に向けた改善意向、意見、抱負等を記載した意見書を、評価委員会へ提出する。評価委員会は、個々の授業評価とそれに対する教員の対応とを取りまとめ、全体の報告書を作成し、FD委員会と改革委員会に報告するとともに、将来構想委員会を経て、学長に報告する。学長は報告内容について、総合的判断を行なう。

* FD研修会の実施方法→

専任教員全員を対象に、FD委員会が主導となって（テーマを決定し）、年4～5回程度、実施する。

* ランチョンセミナーの実施方法→

評価委員会主導のもと、専任教員が順番に、各自の研究等を紹介するセミナー。教授会の日のお昼の時間帯に行い、本学教職員の他、本学学生、併設されている専門学校の教職員や学生の中から、希望者は自由に聴講してもらう。

* 自己点検・評価報告書作成に向けた取り組みの実施方法→

まず専任教員全員の平成19年度分の研究業績の取りまとめを、平成20年4月末までに研究科長が行ない、業績書を作成する。これとは別に、評価委員会は、各専任教員の研究以外の、教育、管理運営、社会貢献等の業績データを収集する。また平成19年度年報作成に向けて、評価委員会は掲載項目の案を教授会に提出して決定し、その後、全教職員に原稿の分担を依頼する。平成20年8～9月ころまでに、印刷・製本した年報を完成させる予定である。以後、毎年、年報を作成していき、何年か分を取りまとめて点検・評価項目を追加し、自己点検・評価報告書を作成する。点検・評価項目は大学基準協会に準じるものとする。（平成20年度賛助会員入会手続き中）

c 開催状況（教員の参加状況含む）
* 授業評価アンケート並びに教員へのフィードバックと改善に向けた意見書作成→平成19年度分は、全教員（専任および非常勤）において実施終了している。

* 第1回FD研修会（2008年2月18日）→専任教員ほぼ全員参加
実施内容は①FDとは何か②大学院FD活動のポイントについて③シラバスの適切性と記載方法に関して
④目標管理のための評価⑤今後の研修予定

* 第2回FD研修会（2008年3月3日）→専任教員ほぼ全員参加
実施内容は①授業改善のための情報提供②シラバスについて③講義概要・学生便覧について

* ランチョンセミナー→毎回、専任教員ほぼ全員参加の他、職員、学生、専門学校の教員、学生も参加
平成19年度は6回実施済み。平成20年度第1回は、5月12日実施予定。

* 自己点検・評価報告書作成に向けて→研究科長、評価委員会が主導となり、全教員が作業を分担
現在、平成19年度分データ収集作業中

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

学生による平成19年度の授業評価アンケートは終了し、評価委員会が結果を取りまとめ、各教員へフィードバックした。各教員からは次年度に向けた改善意向、意見、抱負等を記載した意見書の提出を求め、ほぼ回収した。評価委員会は個々の授業評価とそれに対する教員の対応をとりまとめ、全体の報告書を作成して、FD委員会および改革委員会に報告するとともに、上部組織である将来構想委員会を経由して学長に報告した。学長は研究科長とともに授業改善に向けた問題点を抽出し、各教員や学生の意見を再聴取したり、個別指導に当たっている。

(3) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見
(別紙 22頁の通り)

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

平成20年8～9月頃までに、平成19年度分の各教員の教育・管理運営、社会貢献等の業績データを含む年報を印刷・製本し公表する。その内容は、①大学の基本理念、②沿革、③組織及び機構、④学年暦、⑤管理運営、⑥大学の公開と社会貢献、⑦教育活動、⑧研究活動、⑨図書館、⑩学生関係 等とする。
以後、毎年、年報を作成していき、数年ごとに点検・評価項目を追加し、自己点検・評価報告書を作成し公表する。

b 公表方法

- ・自己点検・評価報告書を刊行し、近隣企業や希望があった学生等に配布予定
- ・大学ホームページ上に公開予定

③ 認証評価を受ける計画

・平成20年度に評価機関（大学基準協会）の賛助会員として入会すべく手続き中、完成年度+1年以後に正式会員となつてから一定の期間をおいて（開学から7年以内に）評価を受ける予定である。

(4) 情報提供に関する事項

① 設置認可申請書

- a ホームページに公表の有無 (有 無)
- b 公表時期 (未公表の場合は予定時期) (平成19年 9 月 27 日)
- c 文部科学省ホームページから、貴学ホームページの「設置認可申請書」掲載ページへのリンク (承諾する 承諾しない)
- d 上記で「承諾する」を選んだ場合、そのリンク先のアドレス (http://www.nrgs.ac.jp)

② 設置計画履行状況報告書

- a ホームページに公表の有無 (有 無)
- b 公表時期 (未公表の場合は予定時期) (平成19年 9 月 27 日)
- c 文部科学省ホームページから、貴学ホームページの「設置計画履行状況報告書」掲載ページへのリンク (承諾する 承諾しない)
- d 上記で「承諾する」を選んだ場合、そのリンク先のアドレス (http://www.nrgs.ac.jp)

8 別紙：(3) ① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

【設置の趣旨・目的】

本学の設置の趣旨・目的は、「弱者に目を向けた学び — 中・高齢者の介護予防とリハビリテーションを中心として —」を1つのキーワードとし、リハビリテーションを機軸とする様々な角度から、中・高年の医療を基盤とした福祉医療に関する専門教育を施し、医療・福祉の現場で日夜その職に徹している医療補助職の資質及び地位の向上にも貢献することである。さらには、深い洞察力と科学的データから弱者(患者)の疾患を客観的に把握し、それに対する治療技術を十分に駆使することができ、また、弱者(患者)の心の痛みを理解し、少しでも抱えている課題を軽減できる知識と技術を培い、臨床現場や福祉施設で即戦力として活躍できる医療従事者を養成することであり、あるいは大学や専門学校、関係企業等でその力を発揮できる研究者としての人材を輩出することが目的である。本学は、本学園でのこれまでの実績を基盤として、平成19年4月に開学した。

【達成状況に関する総括評価・所見】

学生は第1回生並びに第2回生を受け入れたところである。学生には、建学の理念や教育目標をよく説明するため、入学直後に全員参加の新入生オリエンテーションや研究相談会を実施し、目的意識の確認、徹底を図っている。平成20年度入学生に対してオリエンテーションに関するアンケート調査を、直後に実施したところ、全員より「有益な内容や知りたい内容が十分、盛り込まれており、日程や時間もちょうどよかった」との回答を得た。

学生には、引き続き、理論と演習・実習を組み合わせる体系的な教育を行い、小規模校ならではの、教員のきめ細かい教育・研究指導を実施していき、高度な専門的知識や技術を身につけさせ、学位取得に向けて指導していく。

平成19年度入学生は全員が進級した。教員と学生、および学生間のコミュニケーションの円滑化を積極的に図ったことにより、退学・休学・留年者等は、1人もでなかった。平成20年度入学生に対しても、同様の対応を行っていき、また、入学者を1人でも増加させるために、設置の趣旨・目的などを、さらに広く社会に浸透させていく必要性を痛感している。さらに、より魅力ある教育プログラムを提供することで、社会人を含めた志願者増に努めていきたい。趣旨・目的の達成のためにもさらなる努力をしていく。

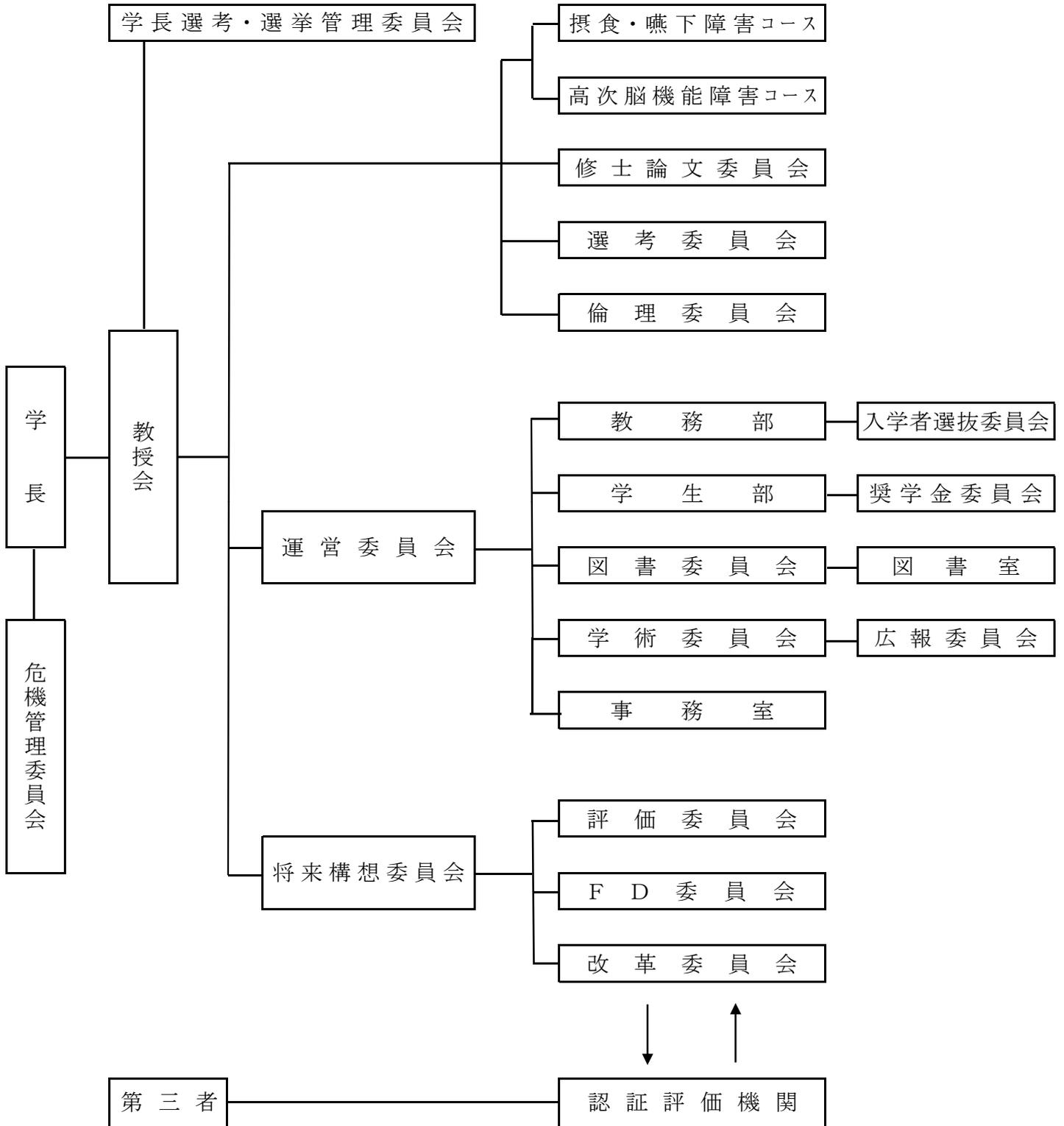
学生確保に向けた取り組みとして他に具体的なものとしては、①社会人が履修しやすいように長期履修制度を平成20年度から導入した。この制度を利用して3人の社会人が入学した。本学の入学資格は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の国家資格を有するものに限られているため、資格を持った社会人が仕事を続けながら、本学での勉強を続けていける環境の整備が必要とされていたところである。②教育の充実と研究活動の活性化さらには学生の経済的負担軽減のためにティーチングアシスタント制度を平成20年度から導入し、運用開始した。③入試の実施回数を増やした。④広報活動のさらなる充実や公開講座の整備、ホームページのリニューアル等を平成20年度に計画している。

また、設置の趣旨・目的を達成するために、教員に対しては、平成19年度にFD研修会を2回行い、継続的に教育の質の維持向上、教員の研究能力の向上を図ってきた。また、本学における授業評価アンケートや学園全体における満足度評価による学生からの意見聴取を行い、自己点検・評価に反映させ、さらにFD研修にフィードバックして、教育の質の維持向上に努めている。授業評価については調査を踏まえて各教員ごとに自己点検・評価報告(次年度に向けての改善方策や抱負等含む)を行った。そして評価委員会やFD委員会、改革委員会および将来構想委員会で各調査の評価への対応を検討してきた。評価については、おおむね良好な回答が多かったが、評価の低いものについては、改善を求めていく予定である。このように本学は教育の質の維持向上を継続的に検証するプロセスを明確に定め、学生からの意見聴取を自己点検・評価に反映させるよう努めている。

FD研修会以外にも教育研究上の目的を達成するためにいくつかの施策を行った。①学生や教員の都合による時間割変更に対応し、おおむね双方の希望通りに実施することができた。多くの大学ではおそらく要求されていない「学生の事前の欠席連絡」や、担当教員との密なコミュニケーションが、柔軟な時間割変更を可能としている。②学生への一斉連絡は、掲示のみでなく、学生研究室常備のパソコン等への一斉メールで、連絡等の周知徹底を図っている。③専任教員順番制による定期的なランチオンセミナー(研究発表等)を実施し、教育・研究の活性化ならびに学生や専門学校生の啓発を図っている。④市民公開講座やセミナーを実施し、社会貢献や本学の知名度アップを図った。⑤大学院生による併設専門学校生への大学院紹介の会を設け、現場の生の声を将来の受験生に伝えた。学生自身は、プレゼンテーションの練習にもなった。⑥コミュニケーション相談室を開設し、地域との連携を強めた。

以上のことから、設置の趣旨・目的の達成について評価できる1年であったと考えられるが、定員確保がなされていない点は大きい。設置の趣旨・目的などをさらに広く社会に浸透させるよう、さらなる努力をしていかなければならない。また教育の質の維持向上、教員の学術的貢献にも現状に満足することなく、一層の向上を目指していくとともに、設置計画に基づく教育課程の運営を着実に進めていくよう、関係スタッフ一丸となって、努力していく所存である。

管理運営組織図
(認可時の計画)



9 別添資料 (2) 管理運営組織図
(平成20年度～)

